

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(排水基準等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第1号の2に掲げる施設に係る排水基準は別表第3に定めるとおりとし、これを適用する区域の範囲は県の区域に属する公共用水域の全域とする。</p> <p>(排水基準の適用)</p> <p>第3条 前条第2項及び第3項の排水基準は、次に定めるところにより適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 別表第2のその9の表及び別表第3の霞ヶ浦及び北浦水域に排出するものの項に掲げる排水基準は、排出水の量の多少にかかわらず、全ての工場又は事業場に係る排水について適用する。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p><u>(6) 政令別表第1第74号に掲げる施設を設置する工場又は事業場(以下「共同処理場」という。)に係る排水については、当該共同処理場を当該共同処理場に汚水又は廃液を排出する工場又は事業場の属する工場又は事業場の区分に属するものとみなして、別表第2又は別表第3の排水基準を適用する。この場合において、当該共同処理場に汚水又は廃液を排出する工場又は事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。</u></p> <p>(7) 略</p> <p><u>(8) 別表第2に定めのない排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。)別表第2に掲げる項目についての排水基準は、霞ヶ浦及び北浦水域 _____ にあっては1日当たりの平均的な排水</u></p>	<p>(排水基準等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号 _____)別表第1第1号の2に掲げる施設に係る排水基準は別表第3に定めるとおりとし、これを適用する区域の範囲は県の区域に属する公共用水域の全域とする。</p> <p>(排水基準の適用)</p> <p>第3条 前条第2項及び第3項の排水基準は、次に定めるところにより適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 別表第2のその9の表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が10立方メートル以上(カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物並びにポリ塩化ビフェニルについての排水基準を除く。)である工場又は事業場に係る排水について適用する。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6) 略</p> <p><u>(7) 別表第2に定めのない排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号。以下「省令」という。)別表第2に掲げる項目についての排水基準は、第1号の規定が適用される水域にあっては1日当たりの平均的な排水</u></p>

の量が 20 立方メートル以上の工場又は事業場に係る排出水について、
それ以外の _____ 水域にあつては 1 日当たりの平均的な排出水
の量が 30 立方メートル以上の工場又は事業場に係る排出水について、そ
れぞれ同表の項目ごとに掲げる許容限度とする。

(9) 略

の量が 30 立方メートル以上の工場又は事業場に係る排出水について、
第 2 号の規定が適用される水域にあつては 1 日当たりの平均的な排出水
の量が 20 立方メートル以上の工場又は事業場に係る排出水について、
それぞれ同表の項目ごとに掲げる許容限度とする。

(8) 略

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例新旧対照表

改正案	
別表第2(第2条第2項関係)	
その1 鹿島灘水域における排水基準	
工場又は事業場の区分\項目	略
略	
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業(フィッシュソリュブル製造業を含む。以下別表第2において同じ。)に係るもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの
略	
備考 略	
その2 県央地先水域における排水基準	
工場又は事業場の区分\項目	
略	
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの
略	
その3 常磐地先水域における排水基準	
工場又は事業場の区分\項目	
略	
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの
略	
その4 県北水域における排水基準	
工場又は事業場の区分\項目	
略	
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの
略	
その5 久慈川水域における排水基準	

現行	
別表第2(第2条第2項関係)	
その1 鹿島灘水域における排水基準	
工場又は事業場の区分\項目	略
略	
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業(フィッシュソリュブル製造業を含む。以下別表第2において同じ。)に係るもの並びにこれらの工場又は事業場から排出される水の処理施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの 1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの
略	
備考 略	
その2 県央地先水域における排水基準	
工場又は事業場の区分\項目	
略	
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの並びにこれらの工場又は事業場から排出される水の処理施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの 1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの
略	
その3 常磐地先水域における排水基準	
工場又は事業場の区分\項目	
略	
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの並びにこれらの工場又は事業場から排出される水の処理施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの 1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの
略	
その4 県北水域における排水基準	
工場又は事業場の区分\項目	
略	
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの並びにこれらの工場又は事業場から排出される水の処理施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの 1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの
略	
その5 久慈川水域における排水基準	

工場又は事業場の区分\項目		
略		
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの	
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの	
略		

その6 那珂川水域における排水基準

工場又は事業場の区分\項目		
略		
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの	
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの	
略		

その7 涸沼水域における排水基準

工場又は事業場の区分\項目		
略		
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの	
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの	
略		

その8 桜川水域における排水基準

工場又は事業場の区分\項目		
略		
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの	
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの	
略		

その9 霞ヶ浦及び北浦水域における排水基準

略

その10 利根川水域における排水基準

工場又は事業場の区分\項目		
略		
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの	
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの	
略		

工場又は事業場の区分\項目		
略		
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの並びにこれらの工場又は事業場から排出される水の処理施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの	
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの	
略		

その6 那珂川水域における排水基準

工場又は事業場の区分\項目		
略		
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの並びにこれらの工場又は事業場から排出される水の処理施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの	
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの	
略		

その7 涸沼水域における排水基準

工場又は事業場の区分\項目		
略		
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの並びにこれらの工場又は事業場から排出される水の処理施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの	
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの	
略		

その8 桜川水域における排水基準

工場又は事業場の区分\項目		
略		
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの並びにこれらの工場又は事業場から排出される水の処理施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの	
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの	
略		

その9 霞ヶ浦及び北浦水域における排水基準

略

その10 利根川水域における排水基準

工場又は事業場の区分\項目		
略		
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの並びにこれらの工場又は事業場から排出される水の処理施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの	
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの	
略		

--	--

備考 政令 _____ 別表第 1 第 52 号に規定する特定施設を設置している工場又は事業場(当該特定施設以外の特定施設を設置しているものを除く。)については、この表の排水基準は適用しない

その 11 その他の水域における排水基準

工場又は事業場の区分\項目		
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの	
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの	

--	--

備考 水質汚濁防止法施行令別表第 1 第 52 号に規定する特定施設を設置している工場又は事業場(当該特定施設以外の特定施設を設置しているものを除く。)については、この表の排水基準は適用しない。

その 11 その他の水域における排水基準

工場又は事業場の区分\項目		
水産食料品製造業及び魚粉飼料製造業に係るもの並びにこれらの工場又は事業場から排出される水の処理施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル未満のもの	
	1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のもの	

別表第3(第2条第3項関係)

豚房施設、牛房施設及び馬房施設に係る排水基準

工場又は事業場の区分	項目	生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
霞ヶ浦及び北浦水域に排出するもの	1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上のもの	10	15	10	15	20	30
	1日当たりの平均的な排水の量が_____50立方メートル未満のもの	120	160	120	160	150	200
霞ヶ浦及び北浦水域以外の水域に排出するもの	1日当たりの平均的な排水の量が7.5立方メートル以上50立方メートル未満のもの	120	160	120	160	150	200

別表第3(第2条第3項関係)

豚房施設、牛房施設及び馬房施設に係る排水基準

工場又は事業場の区分	項目	生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
霞ヶ浦及び北浦水域に排出するもの	1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上のもの	10	15	10	15	20	30
	1日当たりの平均的な排水の量が7.5立方メートル以上50立方メートル未満のもの	120	160	120	160	150	200
霞ヶ浦及び北浦水域以外の水域に排出するもの	1日当たりの平均的な排水の量が7.5立方メートル以上50立方メートル未満のもの	120	160	120	160	150	200